

第2章 障がい者スポーツ・障がい者スポーツセンターに関する現状と課題の整理

1. 札幌市の上位・関連計画の整理

障がい者スポーツに係る札幌市の主な上位・関連計画は以下のとおりです。

(1) 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン(ビジョン編:令和4年10月策定、戦略編:令和5年10月策定)

まちづくりの重要概念の一つとして、ユニバーサル(共生)を掲げ、「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」の実現を目指し、様々な場面における障壁や困難を解消し、誰もが他者とつながり、交流できる環境の整備が必要としています。

また、基本目標14「四季を通じて誰もがスポーツを楽しむことができるまち」に関連して、「誰もがスポーツを楽しみながら、心身共に健康で充実した生活を送っています」という目指す姿が示されています。

<まちづくりの重要概念>(抜粋)

[ユニバーサル]

「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」を実現するに当たっては、多様性と包摂性があり、格差なく均等に機会が得られる社会の実現を目指して、移動環境や建物等のバリアフリー化や心のバリアフリーなどを進め、日常生活を始めとして様々な場面における障壁や困難を解消し、誰もが他者とつながり、交流できる環境を整えていくことが必要となります。

そこで、「誰もが多様性を尊重し、互いに手を携え、心豊かにつながる。また、支える人と支えられる人という一方向の関係性を超え、双方向に支え合うこと」を「ユニバーサル(共生)」として「まちづくりの重要概念」に定めます。

目指す姿(抜粋)

- 1 誰もがスポーツを楽しみながら、心身共に健康で充実した生活を送っています。また、スポーツで得られた知見が市民の健康づくりなどに生かされています。

出所:第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンをもとに作成

(2) 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023(令和5年12月策定)及びユニバーサル展開プログラム(令和6年6月策定)

アクションプラン2023では、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンで定めた「まちづくりの重要概念」や基本目標を踏まえて、様々な取組を実施することとしています。

障がい者スポーツに関するものでは、「障がい者スポーツセンター調査検討事業」、「障がい者スポーツ普及促進事業」が主な事業として掲げられています。

主な事業(抜粋)

障がい者スポーツセンター調査検討事業

障がいの有無に関わらず誰もがスポーツを楽しめる環境をつくるため、障がい者スポーツセンター整備に向けた検討を進めます。

障がい者スポーツ普及促進事業

障がい者スポーツに関する体験会や指導者等育成講習会を拡充し、障がいの有無に関わらずスポーツを楽しめる環境づくりを整備します。

出所:第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023をもとに作成

また、ユニバーサル展開プログラムでは、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン(戦略編)で定めた「ユニバーサル(共生)プロジェクト」に掲げる施策(障がい者スポーツの体験会の充実や障がいのある方向けの文化芸術イベントの開催など、スポーツや文化を通じた心のバリアフリーの浸透に向けた取組を推進します。)に紐づく事業として、「障がい者スポーツセンター調査検討事業」、「障がい者スポーツ普及促進事業」等が位置付けられています。

(3)第2期札幌市スポーツ推進計画(令和6年10月策定)

スポーツを通じて解決すべき社会課題の一つとして、「共生社会の実現」を挙げています。

また、基本理念を達成するための目標として、「ひととひとがスポーツでつながる共生のまち」を掲げるとともに、障がい者スポーツの推進に関する具体的な取組を設定しています。

<p>目標2 ひととひとがスポーツでつながる共生のまち</p> <p>年齢や性別、障がいの有無、国籍等を問わず、市民が多様な形でスポーツに共に参加することができ、スポーツを通して関わり合うことで、相互に理解・尊重し合える社会の実現を目指します。</p>
<p>方針4 障がい者スポーツの推進(抜粋)</p> <p>障がい者スポーツをより一層推進していくため、障がい者スポーツができる場の充実や、障がいの有無を問わず、障がい者スポーツに関わる機会の創出により、障がい者スポーツへの参画を促進します。</p>
<p>施策⑧ 障がいの有無を問わずスポーツに親しめる機会を創出します</p> <p>【具体的な取組】(抜粋)</p> <p>○障がい者スポーツ体験会の実施 ○障がい者スポーツ指導者養成講習会の開催</p>
<p>施策⑨ 障がい者スポーツの実施環境を整備します</p> <p>【具体的な取組】(抜粋)</p> <p>○障がい者スポーツセンターの設置検討 ○学校開放における障がい者スポーツ優先枠の設定</p>

出所:第2期札幌市スポーツ推進計画をもとに作成

(4) さっぽろ障がい者プラン2024(令和6年3月策定)

現状認識として、障がいの有無にかかわらず、誰もが障がい者スポーツに親しめる機会をつくる必要性が示されています。また、障がいのある方がスポーツ等を行う際には、必要となる配慮や支援が提供される環境の整備が求められるほか、活動を通じて、障がいのある方と障がいのない方が交流し、障がいのある方に対する理解を深めることが重要としています。

障がい者スポーツに関するものとしては、基本施策10「文化芸術・スポーツ振興」の柱として、「障がい者スポーツの振興」が掲げられ、関連する具体的な取組が挙げられています。

基本施策10 文化芸術・スポーツの振興(抜粋)

【現状認識】

- 障がい者スポーツについては、札幌市でも一部の競技が実施された2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会における心のバリアフリーの普及拡大などのレガシーを継承するとともに、障がいの有無にかかわらず、誰もが障がい者スポーツに親しめる機会をつくる必要があります。
- 障がいのある方が文化芸術活動やスポーツ等を行う際には、必要となる配慮や支援が提供される環境の整備が求められます。また、活動を通じて、障がいのある方と障がいのない方が交流し、障がいのある方に対する理解を深めることが重要です。

【施策の柱:(2)障がい者スポーツの振興】

- ◎障がいのある方が地域においてスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。
- ◎障がい者スポーツを通して、社会参加のみならず、健康づくりや交流の輪を広げるなど、障がいのある方の生活を豊かにしていきます。

【取組】

- 障がい者スポーツ大会の開催 ○障がい者スポーツの振興
- 障がい者スポーツに利用可能な学校開放の推進 ○障がい者スポーツセンターの設置検討

出所: さっぽろ障がい者プラン2024をもとに作成

2. 国の政策動向の整理

国が進める障がい者スポーツに関する政策動向について、以下のとおり整理しました。

(1) 第3期スポーツ基本計画(令和4年3月策定)

第3期スポーツ基本計画では、スポーツを取巻く環境や社会的状況の進展とともに生じる変化を踏まえ、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを実現できる社会を目指すために必要な3つの視点が新たに示されています。

また、障がい者スポーツに関しては、スポーツを通じて社会参画できるように、実施環境を整備するとともに、スポーツの非実施層に対する関心を高めることや、障がい者スポーツの体験等による一般社会の理解啓発に取り組むための目標と具体的な施策が示されています。

【第3期スポーツ基本計画における新たな3つの視点】

視点① 「つくる/はぐくむ」	視点② 「あつまり、ともに、つながる」	視点③ 「誰もがアクセスできる」
社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し・改善し、最適な手法・ルールを考え、作り出す。	様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、課題の対応や活動の実施を図る。	性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違いによって、スポーツ活動の開始や継続に差が生じないような社会の実現や、機運の醸成を図る。

出所：スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画」をもとに作成

(2) 障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書(高橋プラン)(令和4年8月公表)

「報告書(高橋プラン)」では、障害者スポーツを通じた共生社会実現のため、健常者と障害者のスポーツを可能な限り一体のものとして捉え、国、地方公共団体、スポーツ関係団体等の関係機関が十分に連携して各施策を推進する方針が示されています。

また、具体的な施策として、地域における障害者スポーツ振興の拠点となる「障害者スポーツセンターの整備促進」が挙げられています。

【基本的な考え方・方向性】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 健常者と障害者のスポーツを可能な限り一体のものとして捉え、「ユニバーサルスポーツ」の考え方を施策全般において推進。 ・ 障害者スポーツの普及に当たっては、障害者のスポーツへのアクセスの改善に向けて、DX等の活用も含め、多面的に取り組む。 ・ アスリートの発掘・育成・強化に当たっては、地域の環境整備を進めるとともに、競技成績への影響が大きいクラス分け機能を大幅に強化することが必要。 ・ 施策展開の前提として、一般的に脆弱とされる障害者スポーツ団体の組織基盤の強化や地方公共団体の体制整備に向けた改革が急務。

出所：スポーツ庁「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム報告書(高橋プラン)」をもとに作成

(3) スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ「中間まとめ」(令和5年6月公表)

「中間まとめ」では、地域における障がい者スポーツ振興の目指すものを「障害の有無に関わらず、いつでも、どこでも、誰もがスポーツを気軽に楽しめる環境」と定め、地域毎に障がい者ス

ポーツの拠点を整備することを提言しています。そのうえで、障害者スポーツセンターは、スポーツ導入支援の中心的な役割やネットワーク形成の主たる役割等を担うべきとしています。

【地域における障害者スポーツの振興】

障害者スポーツ振興の目指すもの	障害の有無に関わらず、いつでも、どこでも、誰もがスポーツを気軽に楽しめる環境
提言	地域の障害者スポーツ振興の拠点としての「障害者スポーツセンター」を広域レベル(都道府県単位)で1つ以上整備する。

【障害者スポーツセンターの位置付け・役割等】

報告書における位置付け	単に障害者専用・優先の施設ではなく、地域全体に障害者スポーツの普及を行う、幅広い機能や高い専門性を持つ人材、拠点となる施設で構成される包括的な地域拠点
役割	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人が初めてスポーツに触れる機会の創出などのスポーツ導入支援、身近な場所でスポーツを継続できるよう地域における環境整備の中心的な役割。 ○域内の障害者スポーツ振興活動を支え・育てる存在としての「ハブ」の役割。 ○障害者スポーツ関係団体はもとより、ボランティア関係者、スポーツ協会や競技別のスポーツ団体、その他の障害者スポーツに関わる様々な関係者(医療機関、社会福祉施設、教育機関、民間企業、研究機関等)間の有機的連携の構築に向けた、広域における関係機関・団体の中核としてのネットワーク形成の主たる役割。 ○障害のある人もない人も「ともにスポーツを楽しむ」取組の推進やインクルーシブなスポーツ環境の整備のための先導的な役割。 ○大都市圏のセンターには、より先進的な取組を行うとともに、他の都道府県のセンターへのノウハウや知見の提供、センター間の情報共有や連携の促進等、より広域における中核的な拠点としての活動を期待。

【障害者スポーツセンターに期待される機能(主なものを抜粋)】

ネットワーク機能	<ul style="list-style-type: none"> ○医療関係者、学校関係者、社会福祉施設関係者等との連携 ○障害者スポーツ団体、スポーツ団体、施設、スポーツクラブ、地方公共団体等との連携 ○義肢装具士等との連携(用具・装具のフィッティング等のサポートなど)
情報拠点機能	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ実施を促すための情報発信 ○地域のスポーツクラブなどの活動状況等に関する情報収集及び提供 ○競技力を求める障害のある人向けの情報収集及び提供 ○必要な用具等の拠点や専門家に関する情報収集及び提供 ○視覚障害、聴覚障害、知的障害等を有する利用者のための情報保障の提供
人材育成・関係者支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ関係者、教職員、医療関係者、社会福祉施設関係者、手話通訳者、介助者等に対する知見・ノウハウの提供や支援、指導及び助言 ○地域の障害者スポーツ振興を支える人材の育成及び派遣等
指導・相談機能	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツをこれから始める人に対する安全に配慮した指導 ○施設内で行うスポーツ教室や地域への出張教室、指導者派遣 ○個々の事情にあった継続的なスポーツ実施に関する助言指導 ○地域の活動拠点を探するための指導助言 ○学齢期を中心とした、スポーツ無関心層のニーズの掘り起こし、啓発、普及活動 ○必要な用具等の貸し出し、保管 ○スポーツ用具や装具のフィッティング、調整、修理等のサポート
ニーズに応じて付与される機能	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人とない人が「ともに」スポーツを楽しむための教室、イベント等の開催 ○競技力向上のための指導 ○競技別障害者スポーツ団体と連携したタレント発掘・育成、アスリートの支援 ○医事相談、健康相談

出所:スポーツ庁「スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ 中間まとめ」をもとに作成

(4)スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ「最終報告書」(令和6年7月公表)

「中間まとめ」を受けて、「最終報告書」では、障害者スポーツを支える人材の在り方、障害者スポーツ団体の基盤強化(他団体、民間企業との連携を含む)に関する提言がなされています。

また、スポーツを通じた共生社会の実現という目標の達成に向けて、国、地方公共団体、スポーツ統括団体等においても、それにふさわしい組織体であることが望まれること、急速な少子高齢化が進む中、障がいのある・なしで区別して取組を進めていくことが困難になってくることも考えられることを踏まえて、一体的な取組が今後ますます重要になってくるという考えが示されています。

【障害者スポーツを支える人材の在り方について(主なものを抜粋)】

<p>①地方公共団体や都道府県障害者スポーツ協会など様々な主体が関わる障害者スポーツを支える人の活躍の場づくり</p> <ul style="list-style-type: none">○障害者スポーツセンター機能を基盤とした、障害者スポーツ指導者と社会福祉施設等のスポーツ指導者を必要としている場とのマッチングの実施によるネットワークづくり○障害者スポーツセンター等を中心に活動する、地域や地方公共団体の特性に応じて様々な機関とのハブとしての役割を果たす障害者スポーツコーディネーターのモデル事例の横展開と人材育成 等
<p>②障害者スポーツ指導者の資質向上等に向けた研修機会の拡充</p> <ul style="list-style-type: none">○日本パラスポーツ協会パラスポーツ指導員の座学講習等のオンライン化やオンデマンド化など、広く受講しやすい環境整備○障害者スポーツセンターの若手職員向け研修会・情報交換会の開催 等

【障害者スポーツ団体の基盤強化について】

<p>①他団体との連携の取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none">○団体の持続的な運営を図る方策の一つとして、他団体との緩やかな連携から団体同士の統合まで、様々な形で団体の連携の取組が推進されるよう、既にある各種連携事例を広く横展開するとともに、連携に当たっての阻害要因を分析の上、解決に向けた支援方策について検討するべき
<p>②民間企業との連携のさらなる促進</p> <ul style="list-style-type: none">○団体自身の強みや、団体と連携することによる民間企業にとってのメリットの分析を行ったり、民間企業と共通する社会課題に対し、共に歩んでいくことへの支援などの仕組み作りが必要
<p>③障害者スポーツ団体の基盤強化の促進</p> <ul style="list-style-type: none">○他のスポーツ団体や企業その他の団体との連携や、その前提となる経営戦略の策定などを構想・推進する人材の確保に資するような施策として、例えば、民間企業からの出向者の派遣(障害者スポーツ団体側の受入)を促進させる仕組みを検討するべき

出所:スポーツ庁「スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ・最終報告書」をもとに作成

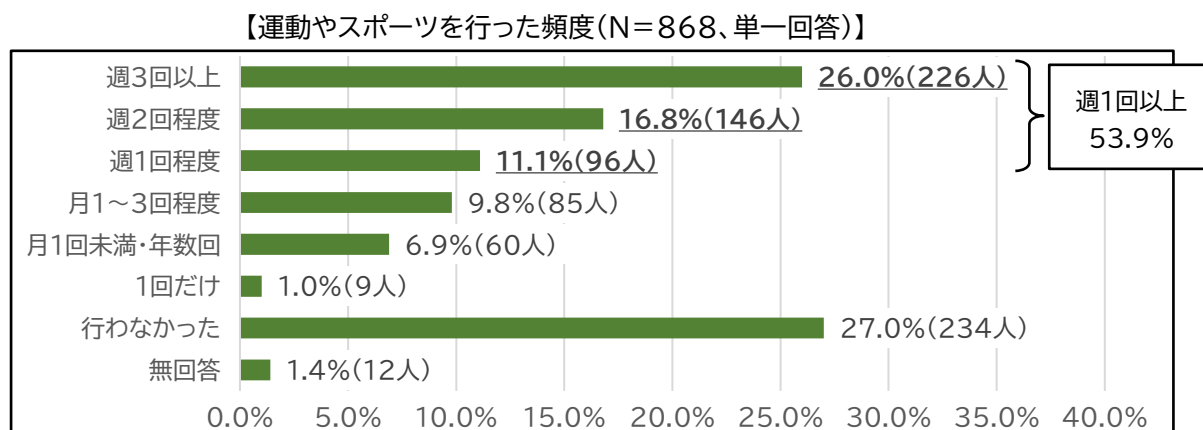
3. 札幌市の障がい者スポーツの現状

札幌市の障がい者スポーツの現状を把握するため、市内の障がいのある方の運動・スポーツの状況(実施率や実施内容等)、札幌市民における障がい者スポーツの普及状況などを整理しました。また、障がいのある方及び支援する方のニーズ把握のため、関係団体へのヒアリングを行いました。

(1) 札幌市の障がい者のスポーツの取組状況

① 札幌市の障がいのある方の運動・スポーツの実施率

札幌市が令和5年度に実施した調査において、障がいのある方のうち、週1回以上運動・スポーツをしている割合は53.9%、年間で1回以上実施している割合は71.7%です。なお、国の「第3期スポーツ基本計画」では、障がい者のスポーツ実施率の目標値を、週1回以上が40%程度(若年層は50%程度)、年1回以上が70%程度(若年層は80%程度)としています。調査方法が異なるため、参考数値となりますが、国が令和5年度に実施した調査では、障がいのある方の週1回以上運動・スポーツをしている割合は、32.5%となっています。



出所:令和5年度障がい者スポーツセンター整備検討に係るアンケート調査報告書をもとに作成

【参考:国、札幌市のアンケート調査手法の違いについて】

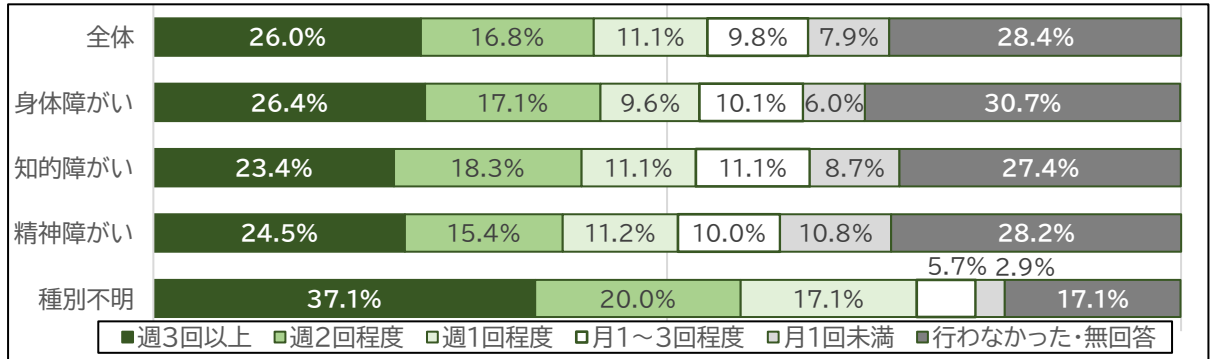
- 国:インターネット調査会社が保有するリサーチモニターに対する無記名のインターネット方式での調査。
- 札幌市:障がい者手帳を保有する18歳以上の市民に対し、郵送で実施。

[手帳の種類別の運動・スポーツの実施率]

手帳の種類別では、実施頻度の傾向に大きな違いはありませんでした。

なお、手帳の等級別の内訳では、等級の重さと実施の頻度には相関関係は見られなかったほか、障がい種類別(肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がいなど)の内訳でも、特定の傾向は見いだせませんでした。

【運動やスポーツを行った頻度：障がい者手帳の種類別(N=868、複数回答)】



【スポーツ実施率：週1回以上・障がい者手帳の種類別】

区分	全体	身体障がい	知的障がい	精神障がい	種別不明
割合	53.9%	53.1%	52.8%	51.1%	74.2%
人数	868人	416人	252人	241人	35人

出所：令和5年度障がい者スポーツセンター整備検討に係るアンケート調査報告書をもとに作成
※複数の手帳を保持している方がいるので、合計は一致しない。

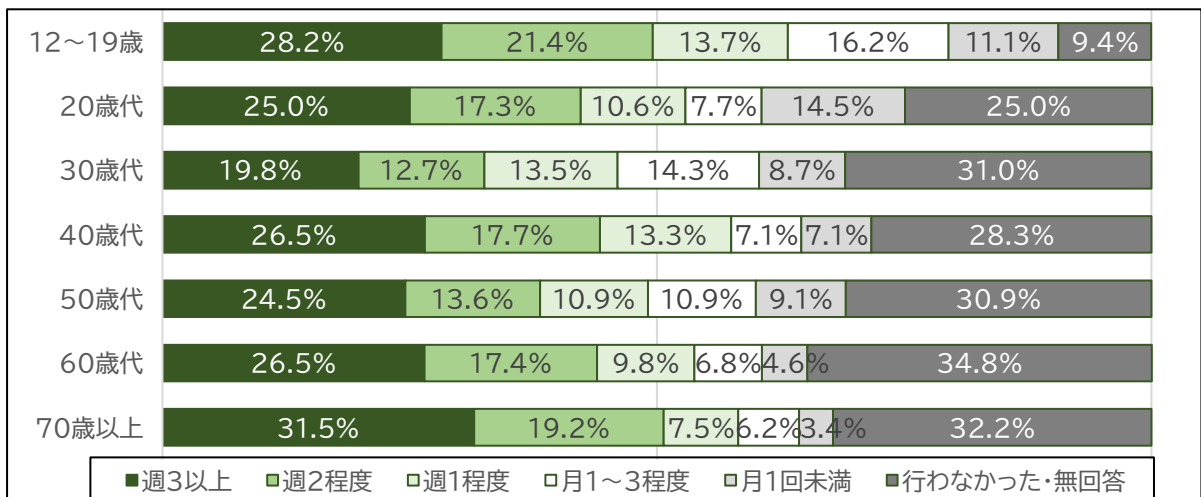
[年代別の運動・スポーツの実施率]

年代別の傾向としては、10歳代の実施頻度が高く、「行わなかった・無回答」の割合も非常に少ないものとなっています(当該アンケートでは、学校での体育の授業分は除いて回答することとしています)。

そのほかの年代については、多少の多寡はありますが、週1回以上のスポーツ実施率は、40%台の後半から50%台の範囲内となっています。

なお、20歳代以上については、市民全体の調査の結果と比べると、「行わなかった・無回答」の割合が高く、スポーツ習慣のある方とスポーツを全く行っていない方がはっきり分かれているという結果が出ています。

【運動やスポーツを行った頻度：年代別(N=868、単一回答)】



【スポーツ実施率:週1回以上・年代別】

区分	12～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	年代不明
割合	63.3%	52.9%	46.0%	57.5%	49.0%	53.7%	58.2%	30.0%
人数	117人	104人	126人	113人	110人	132人	146人	20人

出所:令和5年度障がい者スポーツセンター整備検討に係るアンケート調査報告書をもとに作成

【参考:障がいのある方と市民全体のスポーツ実施状況の比較】

	週			月		行わなかった・無回答
	3回以上	2回程度	1回程度	1～3回程度	1回未満	
障がいのある方	26.0%	16.8%	11.1%	9.8%	7.9%	28.4%
市民全体	30.3%	13.9%	16.0%	15.0%	10.2%	14.6%

出所:令和5年度障がい者スポーツセンター整備検討に係るアンケート調査報告書、指標達成度調査をもとに作成

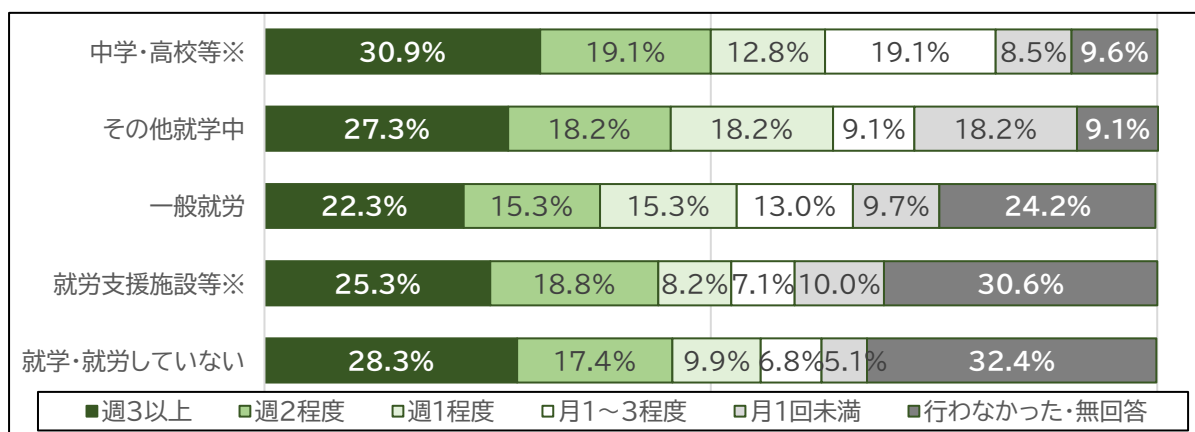
「行わなかった・無回答」の数値を比較すると、障がいのある方は、市民全体の2倍近くの数値となっており、札幌市の障がいのある方については、スポーツ習慣のある方と全くない方の二極化の傾向がより強いと考えられます。

【就学・就労の状況別の運動・スポーツの実施率】

年代別で10歳代の実施率が高いのと同様に、10歳代が中心と考えられる就学中の方の実施率が高くなっています。

また、就労支援施設等で働いている方や就学・就労していない方については、実施率そのものはほぼ平均程度ですが、「行わなかった・無回答」の割合は30%台と高く、この層においても、スポーツ習慣のある方と、全く行っていない方が二極化しているという結果となっています。

【運動やスポーツを行った頻度:就学・就労の状況別(N=868、単一回答)】



【スポーツ実施率(週1回以上・就学・就労の状況別)】

区分	中学・高校等	その他就学中	一般就労	就労支援施設等	就学・就労していない	状況不明
割合	62.8%	63.7%	52.9%	52.3%	55.6%	42.4%
人数	94人	11人	215人	170人	293人	85人

出所:令和5年度障がい者スポーツセンター整備検討に係るアンケート調査報告書をもとに作成

※中学・高校等には、特別支援学校の中等部・高等部を含む。

※学生の場合、授業での運動・スポーツの実施は除いて回答することとしている。

※就労支援施設等には、活動支援センター、作業所を含む。

② 自身の運動やスポーツへの取組についての考え

札幌市の障がいのある方の「自身の運動やスポーツへの取組についての考え」については、「もっと行いたいができない」(33.1%)が最も多い結果となりました。「もっと行いたい」と合わせると、約6割が運動やスポーツの機会が増えることを希望していました。

障がい者手帳の種類別に見ると、精神障がいのある方が66.8%と最も高くなっています。

運動・スポーツの実施率と同様に、調査方法が異なるため、参考数値となりますが、国の調査での同趣旨の設問では、運動・スポーツの機会の増加を望む回答は39.4%に留まっています。

【自身の運動やスポーツへの取組についての考え(N=868、単一回答)】

	満足	もっと行いたい …①	もっと行いたい ができない…②	関心がない	無回答	①+②
全体	12.4%	26.7%	33.1%	22.6%	5.2%	59.8%
身体障がい	12.5%	26.2%	35.1%	19.7%	6.5%	61.3%
知的障がい	17.5%	27.4%	25.4%	25.0%	4.8%	52.8%
精神障がい	6.2%	28.2%	38.6%	24.5%	2.5%	66.8%
(参考)国※	21.4%	16.9%	22.5%	39.2%	—	39.4%

出所：令和5年度障がい者スポーツセンター整備検討に係るアンケート調査報告書、障害者スポーツ推進プロジェクト(障害児・者のスポーツライフに関する調査研究)報告書(R6.3)をもとに作成

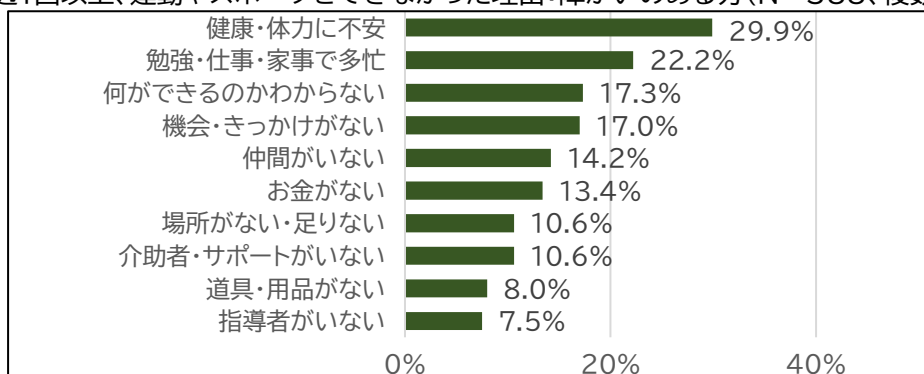
※国の調査では、障がい種別ごと等の数値は公表されていない。

③ スポーツができなかった理由(スポーツ実施が週1回未満)

週1回以上運動やスポーツをできなかった理由として、障がいのある方は、「健康・体力に不安」(29.9%)を最も多く挙げていました。一方で、市民全体の結果は、「仕事や家事が忙しい」(54.4%)が最も多い結果となりました。

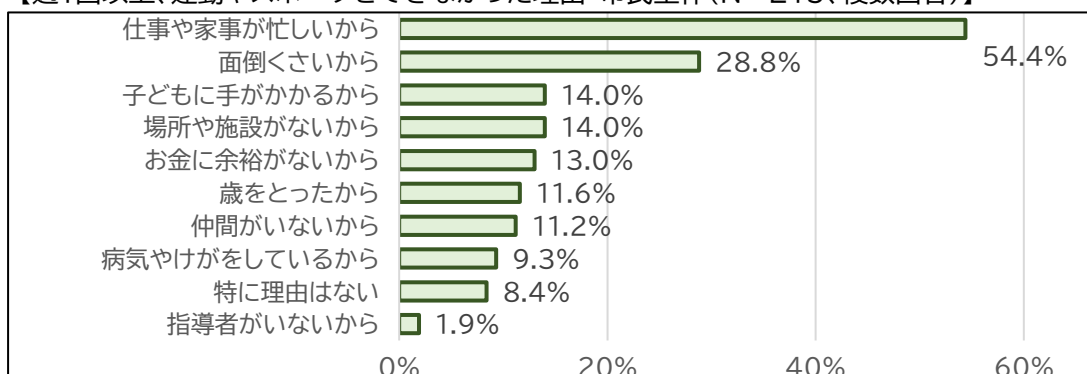
その他、障がいのある方からは、「何ができるのかわからない」、「身近に機会、きっかけがない」というスポーツに関する情報やスポーツを体験する機会が乏しいことに起因する理由や、「介助者やサポートがない」「用具、用品が足りない」という障がいのある方に必要な支援・備品が不足していることに起因する理由が挙がりました。「指導者がいない」という理由も、市民全体の1.9%と比較すると7.5%と高い値でした。

【週1回以上、運動やスポーツをできなかった理由:障がいのある方(N=388、複数回答)】



出所:令和5年度障がい者スポーツセンター整備検討に係るアンケート調査報告書をもとに作成

【週1回以上、運動やスポーツをできなかった理由:市民全体(N=215、複数回答)】



出所:令和4年度札幌市民の運動・スポーツ活動等の実態調査をもとに作成
※上記項目は、回答率上位及び障がいのある方と比較できる項目から抜粋

【週1回以上、運動やスポーツをできなかった理由
(障がいのある方:障がい者手帳の種類別・就学就労の状況別)】

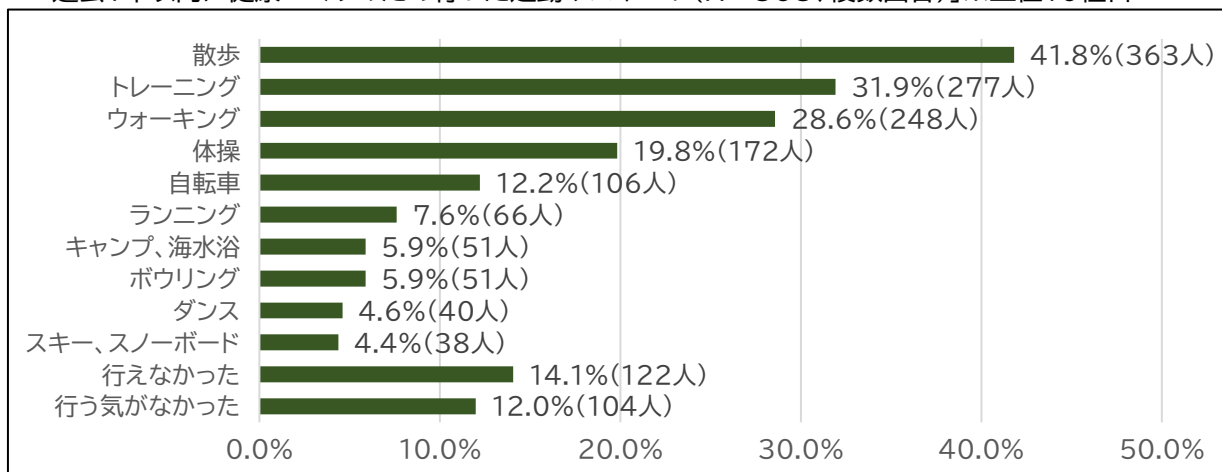
	1番多い理由	2番目に多い理由	3番目に多い理由
身体障がい	健康・体力に不安 (29.6%)	勉強・仕事・家事で多忙 (21.2%)	何ができるのかわからない (16.4%)
知的障がい	健康・体力に不安 (26.5%)	何ができるのかわからない (23.1%)	機会・きっかけがない (20.5%)
精神障がい	健康・体力に不安 (37.9%)	勉強・仕事・家事で多忙 (25.9%)	お金がない (18.1%)
就学中	何ができるのかわからない (30.8%)	機会・きっかけがない (28.2%)	勉強・仕事・家事で多忙 (23.1%)
一般就労	勉強・仕事・家事で多忙 (49.0%)	健康・体力に不安 (19.0%)	お金がない (17.0%)
就労支援施設等	健康・体力に不安 (38.8%)	機会・きっかけがない (27.5%)	仲間がいない (21.3%)
就学・就労していない	健康・体力に不安 (33.6%)	何ができるのかわからない (18.8%)	お金がない (14.1%)

出所:令和5年度障がい者スポーツセンター整備検討に係るアンケート調査報告書をもとに作成

④ 札幌市の障がいのある方の運動・スポーツの実施内容

障がいのある方のスポーツの実施内容の内訳をみると、散歩(41.8%)・トレーニング(31.9%)・ウォーキング(28.6%)・体操(19.8%)といった、自宅などで一人でも実施できる運動が主となっています。

「過去1年以内に健康づくりのため行った運動やスポーツ(N=868、複数回答)」※上位10種目



※その他の種目等の実施割合、人数

種目	割合・人数	種目	割合・人数
水泳	4.3%(37人)	テニス、ソフトテニス	1.0%(9人)
釣り	4.0%(35人)	ゲートボール	0.6%(5人)
登山、ハイキング	3.9%(34人)	クライミング、ボルダリング	0.6%(5人)
ゴルフ	3.8%(33人)	ローラースポーツ	0.6%(5人)
バドミントン	3.8%(33人)	マリンスポーツ	0.6%(5人)
サッカー、フットサル	3.5%(30人)	カーリング	0.6%(5人)
野球、ソフトボール	3.3%(29人)	ハンドボール	0.3%(3人)
バスケットボール	3.3%(29人)	弓道、アーチェリー	0.2%(2人)
卓球	3.2%(28人)	ラグビー	0.2%(2人)
ポッチャ	2.6%(23人)	パワーリフティング	0.1%(1人)
バレーボール	2.4%(21人)	フェンシング	0.1%(1人)
なわとび	2.3%(20人)	ゴールボール	0.1%(1人)
ドッジボール	2.0%(17人)	アイスホッケー、フロアホッケー	0.1%(1人)
陸上競技	1.5%(13人)	射撃	0.0%(0人)
武道、格闘技	1.3%(11人)	その他	3.1%(27人)
スケート	1.3%(11人)	無回答	1.4%(12人)

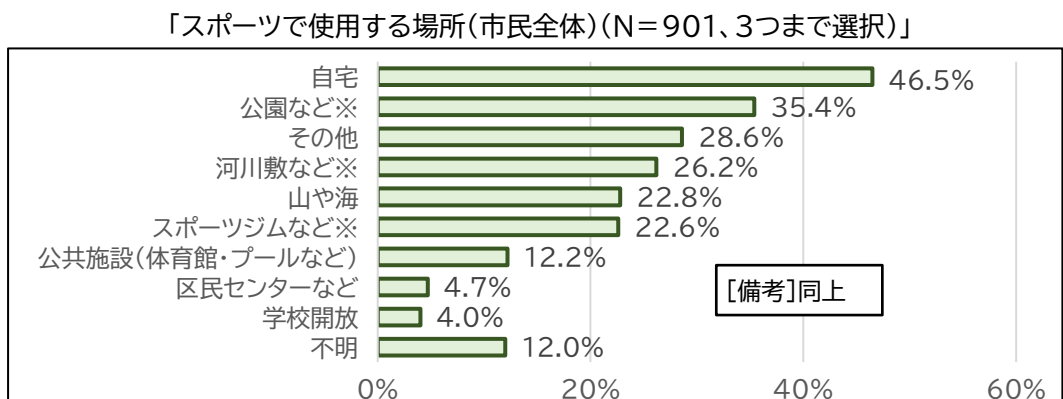
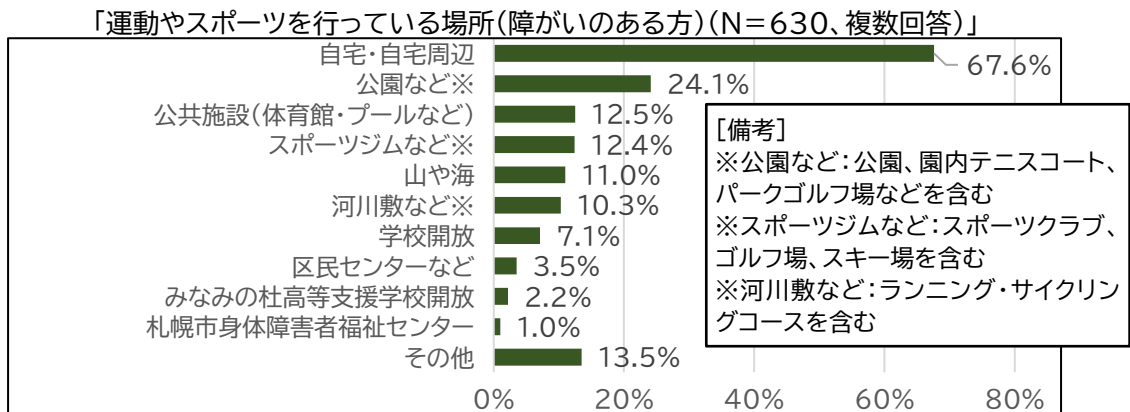
出所：令和5年度障がい者スポーツセンター整備検討に係るアンケート調査報告書をもとに作成

(2)札幌市の既存施設における障がい者スポーツの実施環境

① 札幌市の障がいのある方の運動・スポーツの実施場所

障がいの有無に関わらず、自宅(自宅周辺)で運動・スポーツを行う方が最も多いという結果ですが、障がいのある方に、特にその傾向が顕著で、その他の場所での実施割合が少ない状況です。

なお、障がい種別では精神障がい、就学・就労状況別では、就学・就労していない方の自宅(自宅周辺)での実施割合が高くなっています。



【運動やスポーツを行っている場所(障がいのある方:障がい者手帳の種類別・就学就労の状況別)】

	1番多い場所	2番目に多い場所	3番目に多い場所	4番目に多い場所	5番目に多い場所
身体障がい	自宅・自宅周辺 (68.0%)	公園など (25.2%)	スポーツジムなど (14.6%)	その他(12.2%)	海や山(11.2%)
知的障がい	自宅・自宅周辺 (56.1%)	公園など (26.2%)	公共施設(体育館 など)(20.3%)	その他(17.1%)	学校開放(14.4%)
精神障がい	自宅・自宅周辺 (75.4%)	公園など (24.6%)	公共施設(体育館 など)(14.3%)	その他(12.0%)	スポーツジムなど、河川 敷など、山や海(9.7%)
就学中	自宅・自宅周辺 (60.4%)	公園など (29.2%)	学校開放 (28.1%)	公共施設(体育館 など)(22.9%)	山や海(20.8%)
一般就労	自宅・自宅周辺 (69.7%)	公園など (24.8%)	山や海(14.5%)	スポーツジムなど (13.9%)	公共施設(体育館など) (13.3%)
就労支援施設等	自宅・自宅周辺 (63.3%)	公共施設(体育館 等)(20.0%)	公園など (19.2%)	その他(17.5%)	スポーツジムなど (10.8%)
就学・就労していない	自宅・自宅周辺 (73.9%)	公園など (24.1%)	その他(13.6%)	スポーツジムなど (11.6%)	河川敷など(10.1%)

出所: 令和5年度障がい者スポーツセンター整備検討に係るアンケート調査報告書をもとに作成

② 区体育館・温水プールの利用状況

札幌市の区体育館・温水プールにおける障がいのある方の利用者数は、2024年度で79千人です。体育館利用者数の5.1%、温水プールの7.5%を占めます。

【区体育館・温水プール利用者数等の推移】

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
利用者数	体育館	1,354千人	1,292千人	767千人	639千人	999千人	806千人	880千人
	温水プール	757千人	754千人	402千人	342千人	611千人	432千人	460千人
	計	2,111千人	2,046千人	1,169千人	981千人	1,610千人	1,238千人	1,340千人
障がいのある方の利用者数	体育館	48千人	52千人	27千人	24千人	38千人	39千人	45千人
	(利用比率)	3.6%	4%	3.5%	3.7%	3.8%	4.9%	5.1%
	温水プール	43千人	44千人	24千人	18千人	33千人	31千人	35千人
	(利用比率)	5.7%	5.8%	6%	5.1%	5.4%	7.2%	7.5%
	計	91千人	96千人	51千人	41千人	71千人	70千人	79千人
	(利用比率)	4.3%	4.7%	4.4%	4.2%	4.4%	5.7%	5.9%
付添・介護の利用者数	体育館	11千人	11千人	5千人	5千人	7千人	8千人	10千人
	温水プール	15千人	15千人	7千人	4千人	9千人	10千人	11千人
	計	26千人	26千人	12千人	9千人	16千人	18千人	21千人

※清田区体育館・温水プール、西区体育館・温水プールは、体育館とプールに区分して集計
出所：一般社団法人札幌市スポーツ協会資料をもとに作成

③ 札幌市における障がいのある方のための運動・スポーツ実施環境

札幌市は、特に身体障がいのある方向けの運動・スポーツを行う場として札幌市身体障害者福祉センターを運営しているほか、市立札幌みなみの杜高等支援学校等において、障がい者スポーツ専用または優先の学校開放事業を行っています。

障がい者スポーツ専用または優先の学校開放事業では、団体利用者を対象としています。

【障がい者スポーツ専用・優先学校開放事業 利用条件】

利用条件	以下の2つの条件を満たす団体であること。 ・2人以上で構成する団体であり、障がいのある方(身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を保有している方)と障がいのある方を支える方で構成する団体であること。 ・団体の代表者が市内に居住しているか、市内に所在する会社・学校等に通勤・通学している成人であること。
------	---

【市立札幌みなみの杜高等支援学校 学校開放事業 利用人数(令和5年度)】

利用日数	利用人数
186日	4,099人

札幌市身体障害者福祉センターは、約9割が団体利用によるもので、体育館及び卓球室の利用も団体利用者が占めます。個人利用者の大半は機能回復訓練室・水浴訓練室の利用です。

【札幌市身体障害者福祉センター 利用条件】

概要	市内に居住する、身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方を対象に、各種スポーツ、文化教室、機能回復訓練、レクリエーション等を行っている。
----	---

【札幌市身体障害者福祉センターの利用人数(令和6年度)】

諸室	利用人数(人)		
	団体利用	個人利用	計
体育館	8,974	209	9,183
卓球室	3,082	0	3,082
機能回復訓練室・水浴訓練室	0	841	841
その他(研修室,会議室,和室,陶芸実習室,料理実習室)	23,613	0	23,613
計	35,669	1,050	36,719

出所:(公社)札幌身体障害者福祉協会資料をもとに作成

④ 障がい者スポーツ種目別の実施環境

札幌市内では、競技室やアリーナ等で障がい者スポーツを実施することができます。一方で、貸出用の用具が整備されていない種目も存在します。

【札幌市内の各種目への対応状況】

競技場所	種目	対応	実施場所の有無	用具の有無
屋内競技	車いすバスケットボール	△	有(競技室・アリーナ)	競技用車いすなし
	車いすラグビー	△	有(競技室・アリーナ)	競技用車いすなし
	ゴールボール	△	有(競技室・アリーナ)	無
	シットティングバレーボール	△	有(競技室・アリーナ)	無
	バドミントン	△	有(競技室・アリーナ)	有(※競技用車いすなし)
	ボッチャ	△	有(競技室・アリーナ)	無
	卓球	○	有(競技室・アリーナ)	有
	柔道	○	有(格技室など)	－
	パワーリフティング	△	有(トレーニング室)	車いすのまま使用可能なマシンなし
	車いすフェンシング	△	有(競技室・アリーナ)	無
	テコンドー	○	有(競技室・アリーナ)	－
	水泳	○	プール	－
屋外競技	車いすテニス	△	競技室・アリーナ(屋内)での練習は可能	競技用車いすなし
	5人制サッカー(視覚障がい)	△	競技室・アリーナ(屋内)での練習は可能	無
	陸上競技	○	有(競技場(厚別公園・円山))	－
	自転車	×	無	－
	トライアスロン	○	競技場(厚別公園、円山)やプールでの練習は可能	－
	アーチェリー	○	有	有(貸出道具)
	射撃	○	有(射撃場)	有(貸出道具)
	馬術	×	無	無
水上競技	ボート	×	無	無
	カヌー	×	有(練習は可能)	無

出所:札幌市「障がい者スポーツセンターの設置に係る検討結果」(令和4年度)をもとに作成

⑤ 指導員の状況

札幌市の登録指導員数は、登録者数100人を超える政令指定都市の中で4番目に多い状況です。一方で、登録されている指導員1人当たりの障がい者数を比較すると、9番目に少ない状況でした。(登録されている指導員1人当たりの障がい者数が少ないほど、スポーツを指導する環境としては手厚い状況といえます。)

【全国の指導員登録者数(2023.5.11時点 登録者数100人を超える政令都市:上位順)】

都市名	指導員数内訳									障がい者数 (※2023.3 末)	指導員登録者1 人当たりの障 がい者数
	上級	中級	初級	小計	スポーツ コーチ	スポーツ 医	スポーツ トレーナー	小計	合計		
横浜市	15	49	433	497	4	18	1	23	520	181,931	349.9
大阪市	42	75	362	479	6	13	0	19	498	217,081	435.9
名古屋市	26	75	276	377	4	8	2	14	391	133,050	340.3
札幌市	10	40	183	233	2	14	2	18	251	135,910	541.5
仙台市	7	43	181	231	2	6	2	10	241	55,927	232.1
川崎市	2	9	204	215	3	8	1	12	227	66,377	292.4
神戸市	9	32	160	201	6	12	3	21	222	114,852	517.4
福岡市	20	35	105	160	2	4	1	7	167	90,344	541.0
北九州市	10	17	99	126	2	3	0	5	131	57,620	439.8
京都市	11	27	72	110	7	8	0	15	125	108,397	867.2
広島市	10	30	60	100	6	4	2	12	112	71,216	635.9
全国合計	899	4,327	21,627	26,853	217	616	242	1,075	27,928	—	—

出所:「日本パラスポーツ協会:各都道府県・指定都市別、ブロック別日本パラスポーツ協会公認指導員登録数」、「E-stat ※身体障害者手帳・障害別所持者数、療育手帳・程度別所持者数、精神障害者保健福祉手帳・等級別所持者数の合計」をもとに作成

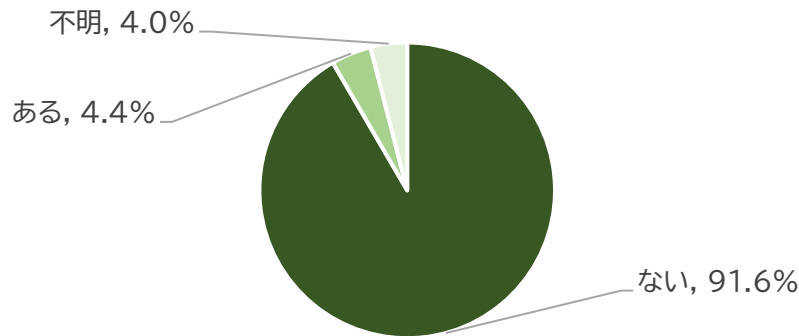
【札幌市の障がい者スポーツに係る取組状況や実施環境のまとめ】

- 障がいのある方のスポーツ実施率(週1回以上)は高い状況にありますが、スポーツ習慣のある人と全くない人で二極化している傾向があります。
- スポーツをもっと行いたいという意向を持っている人の割合も非常に多い状況です。
- スポーツができなかった理由(スポーツ実施が週1回未満にとどまった理由)としては、健康・体力面での不安を挙げる人が多くなっています。
- また、スポーツに関する情報やスポーツを体験する機会の乏しさ、介助者や用具などの必要な支援・備品の不足、指導者の不在等の理由も挙がっています。
- 実施場所としては、自宅・自宅周辺が突出しており、実施している場所が限られています。

(3)札幌市民の障がい者スポーツに関わった経験

札幌市において、これまでに障がい者スポーツに関わった経験が「ある」と回答した割合は、4.4%です。なお、「第3期スポーツ基本計画」においては、障がい者スポーツを体験したことのある者の割合の目標値を20%程度としています。

【これまで障がい者スポーツに関わった経験(N=1146、単一回答)】



出所:令和4年度札幌市民の運動・スポーツ活動等の実態調査をもとに作成

(4)関係団体からのヒアリング結果の概要

新たな障がい者スポーツセンターの検討にあたり、主に、「札幌市の障がい者スポーツの課題」「障がいのある方の新たなスポーツ実施につながる取組」「センターに期待すること」「センターに必要な機能、重視すべきポイント」の4点について、関係団体へのヒアリングを実施しました。

① 札幌市の障がい者スポーツの課題

「札幌市の障がい者スポーツの課題」については、障がい者に必要な機能や配慮が十分なスポーツ施設の不足や、障がい者団体に所属していない個人が気軽にスポーツを出来る場所の少なさに加え、障がい者スポーツを指導・支援する人材不足及び高齢化を課題に挙げる意見がありました。

主な意見
<ul style="list-style-type: none">● 障がい者に必要な機能や配慮が十分なスポーツ施設が不足している。● 関連団体に所属していないと参加しにくい障がい者スポーツがある。障がい者団体への所属有無に関わらず、気軽に楽しめるよう、センターが障がい者スポーツ実施に際して、入口の役目を果たす拠点となる必要がある。● 障がい者スポーツを指導・支援する人材が不足しているとともに、高齢化している。また、障がい者スポーツを指導・支援する人が集まることのできる場所が無い。加えて、障がい者と指導者を結びつける場所も不足している。● 精神障がい者が参加できるスポーツ大会が不足している。● スポーツができる場所や教室、参加できる種目などの情報がどうすれば得られるかが分からない。

② 障がいのある方の新たなスポーツ実施につながる取組

「障がいのある方の新たなスポーツ実施につながる取組」については、イベント等の普及活動、メディア・SNS等を活用した広報活動の取組を強化することを求める声や、スポーツに興味がある人をスムーズに競技環境や支援者等につなぐコーディネート機能充実の取組を求める意見がありました。

主な意見
<ul style="list-style-type: none">● イベント等の普及活動やメディア・SNSでの広報活動等、様々な障がい者スポーツがあることの認知を高める取組をしてほしい。● 障がい者スポーツに興味がある人をスムーズに競技環境や支援者等につなげられるような、コーディネート機能を充実させる取組を行ってほしい。例えば健常者と全くルールが違う障がい者スポーツを子供がやりたい場合、学校の先生では指導が出来るケースが少なく、競技活動に誘導することができないという課題がある。

③ センターに期待すること

「センターに期待すること」については、指導員常駐の下で「人目を気にせず体を動かせる」「仲間等と悩みを共有できる」と同時に、「障がいのある方とない方が互いに交流が出来る」場としてのセンターの存在を期待する声がありました。また、障がいのある方がスポーツを始めるきっかけになりうる存在として、障がい当事者をスタッフとして雇用することへの期待がありました。また、札幌市の特徴の一つである冬季の降雪に関連して、冬でも障がいのある方が利用できる施設や、ウインタースポーツを体験できる設備等を期待する意見も寄せられました。

主な意見
<ul style="list-style-type: none">● 指導員や障がいのある方をサポートできる職員が常駐してアドバイスしてもらえる体制としてほしい。● 「人目を気にせず体を動かせる場」「仲間等と悩みを共有できる場」となってほしい。● 障がいのある方、ない方の共用利用や交流ができる機会、環境づくりを障がい者スポーツセンターが行ってくれることを期待したい。● スポーツを始めるきっかけとして当事者同士が誘い合うケースがあるので、障がい当事者がスタッフとして勤務することで、雇用の創出だけでなく、スポーツを始める人の増加につながるのではないかと。● 子供は広い場所で体を動かしたいと考えているので、冬でも自由に走れる場所やプールができるとうい。● 札幌の特徴は雪に親しむことが出来ることなので、屋内で体験できる道具を整備するなど、ウインタースポーツを楽しめるようなセンターになれば良い。

④ センターに必要な機能、重視すべきポイント

「センターに必要な機能、重視すべきポイント」については「柔軟性」「アクセス性」「周辺施設との連携」に関する意見が主に寄せられました。

柔軟性の面では、大会の会場として使用できると同時に少人数でもスペースを区切って利用できるような機能、様々なイベントの開催に対応できるような広いエントランスの設置を求める意見や、障がいのある方が利用に際してトラブルに陥った際もスムーズに対応できるようなスタッフ研修の充実を求める声がありました。

アクセス性の面では、駐車場の設置や公共交通(特に地下鉄駅)からのアクセスの良さを望みつつ、単なる駅からの時間や距離ではなく、障がいがあっても不自由なく施設に足を運べるための対応を望む意見がありました。

周辺施設との連携の面では、センター以外にも既存施設を活用するなどして、障がいのある方が利用しやすい施設を複数整備することを求める意見や、センター整備地周辺エリア全体のユニバーサルデザインの推進を重要視する意見がありました。

主な意見
<p>【柔軟性】</p> <ul style="list-style-type: none">● プールや大きな体育館が備えてあると、日常的な利用だけでなく、大会会場としても利用できてよいと思うが、一方で、少人数でも半面ずつ区切ってより多くの人やグループが利用できるような、柔軟な利用に対応できる施設であってほしい。● 絵画作品の展示会や障がい者スポーツの体験会等、様々なイベントを柔軟に開催出来るような広いエントランスを備えてほしい。● スタッフには障がい当事者の事情や手話などの知識の習得のほか、利用者がトラブルに陥った結果、問題行動を起こしてしまった時などにスムーズに対応できるよう、研修を定期的実施するなどスキルアップに向けた取組を行ってほしい。 <p>【アクセス性】</p> <ul style="list-style-type: none">● 駐車場の設置や地下鉄をはじめとする公共交通からの利便性といった意味でのアクセス性は非常に重要である。中心市街地から多少離れていても、駅からすぐ施設に着くならその点は大きな問題にはならないが、最寄り駅から遠い場合は、定期的なシャトルバス輸送が必要である。● 単なる駅からの時間や距離という意味での速さより、「道が平坦である」「雪が無くて歩きやすい」というような利便性を重視してほしい。例えば既存施設の1つは、健常者が歩いた場合、駅から徒歩10分の距離にあるが、坂道があり、降雪期があることも踏まえると、障がい者にとってはアクセス性が良いと言えない状況である。 <p>【周辺施設との連携】</p> <ul style="list-style-type: none">● 障がい者スポーツセンターの早期の整備を期待するとともに、障がい者が気軽にスポーツを実施できるよう、センター以外にも既存施設を活用するなどして、障がい者が利用しやすい施設が複数存在しているとありがたい。● 障がい者スポーツを実施しやすい環境をつくるために、拠点としてのセンター整備に加え周辺の公共施設との連携や、センター整備地周辺エリア全体のユニバーサルデザインの推進も重要である。

⑤ センターに必要な設備

「センターに必要な設備」については、盲導鈴や筆談が出来るボードの設置等、障がい特性に応じたハード面の整備に加え、異性介助への配慮などソフト面での使いやすさを求める意見や、利用者が障がいの有無に関係なく楽しめるユニバーサルデザインに関連する設備についての意見がありました。

主な意見
<ul style="list-style-type: none">● 盲導鈴と点字ブロック、また共用利用の際、音の遮断が出来るような仕組み(遮音壁が理想だが、困難であればシートのようなものでも可)があると良い。● 施設案内用の電光掲示板を設置してほしい。また、窓口には紙や筆談ができるボードや文字が表示される透明なディスプレイなど、筆談が出来る体制を整えてほしい。● 当事者と介助者が異性であるケースも多く、その場合、現状では、更衣室を使えないこともあるため、異性介助に配慮した空間が必要である。● 車いすが複数台入れるようなエレベータを備えている既存施設が無いので、設置してもらえるとありがたい。● 障がいの有無に関係なく楽しめるユニバーサル遊具がある施設が札幌市内にはないので、センターに備えてもらえるとありがたい。

4. 札幌市の障がい者スポーツが抱える課題・解決のための視点

第2章-3「札幌市の障がい者スポーツの現状」を踏まえると、札幌市の障がいのある方は、スポーツ実施意欲は高いと考えられるため、阻害要因となっている課題が解決すれば、スポーツ実施につながる可能性が高いものと想定されます。

については、障がいのある方がよりスポーツに親しみやすい環境を実現するために、札幌市の障がい者スポーツが抱える課題と解決にあたっての視点を整理しました。

(1)障がいのある方が運動・スポーツをしやすい環境の拡充

① 障がいに配慮された設備・備品が十分にある場所の確保

障がいのある方は、障がいの種類によっては公園等の屋外での活動や民間施設での活動が難しいことから、公共施設で十分に運動・スポーツができる環境整備が必要です。

公共施設のうち、既存の区体育館・温水プールでは、障がいに配慮された設備が不十分です。また、障がいのある方以外の利用もあるため、障がいのある方の利用希望をすべて叶えられるとは限りません。

札幌市が提供する障がいのある方向けのスポーツ実施環境としては、札幌市身体障害者福祉センターと市立札幌みなみの杜高等支援学校等の学校開放事業があります。札幌市身体障害者福祉センターは、身体障がいのある方向けの施設であり、団体利用が主です。市立札幌みなみの杜高等支援学校等の学校開放事業は、障がいのある方が所属する団体を対象としています。身体障がい以外の障がいのある方に合った施設や、個人利用のための施設は整備されていません。

これらの既存施設の状況を踏まえると、障がいのある方のスポーツ実施環境を充実させるためには、自宅以外にも、様々な障がいに配慮された環境が整っていて、気軽に行きやすく、安心して利用できるとともに、常に障がいのある方が優先的に使える施設の整備が求められます。また、団体利用だけでなく、個人で訪れても、スポーツができる環境も求められます。

さらに、事前の予約が必要であったり、団体利用が主な状況では、決まった時間に団体が提供する種目以外を体験する機会は限られます。障がいのある方が幅広いスポーツに触れ、安心して実施できる運動・スポーツを見つけられるような機会の提供が求められます。

様々なスポーツを体験する機会を提供するにあたって、用具・用品の準備がない種目があることも課題といえます。障がいのある方が優先的に利用できるスポーツ施設に用具・用品を整備し、必要に応じて障がいのある方向けの用具・用品がない既存施設に貸し出す、といった地域各地で様々な障がい者スポーツを行いやすくする仕組みが求められます。

課題

- ・ 障がいの種類によっては、屋外や民間施設でスポーツを実施することが難しい。公共施設での環境整備が必要。
- ・ 一方で、既存の公共施設は、障がいに配慮された設備が十分でない施設がほとんどである。
- ・ 区体育館等は市民全体のための施設であり、予約が埋まっている等で障がいのある方の利用希望を満たせない可能性もある。
- ・ 既存の障がいのある方向けのスポーツ実施環境は、身体障がいのある方向け施設と、団体利用向けの学校開放事業がある。様々な障がいの種類に対応した施設や、個人が気軽に訪れられる運動・スポーツを行う場が限られている。
- ・ 団体が提供する種目以外を体験する場は限られる。障がい者スポーツ種目の中には用具がない種目もあり、貸出が十分にできていない可能性がある。

課題解決のための視点

- 視点①
障がいに配慮されたスポーツ環境の整備
- 視点②
障がいのある方がいつでも気軽に利用できる場の整備
- 視点③
様々な種目を体験できる機会の提供

② 介助者やサポート・指導員に気軽に相談できる環境の構築

現状、障がいのある方が自分にどんなスポーツができるかわからないためスポーツができなかったり、関係団体が指導者不足の問題を抱えたりしています。これらの状況は、専門人材が常駐している施設がないため、障がいのある方個人や関係団体が気軽に運動・スポーツを行う方法や自身の健康状態等に合った種目や運動・スポーツの程度等を相談できる場が限られていることに起因すると考えられます。アンケート調査では、週1回以上運動やスポーツをできなかった理由として、「健康・体力に不安」が最も多くなっており、こうした不安を解消することは、これまで運動・スポーツを実施していなかった方がスポーツを始めることに特に効果的であると考えられます。

現状の改善に向け、専門人材が常駐する環境を整え、スポーツ医事相談の実施など、いつでも障がいのある方や支援する方・団体が相談したり、指導を受けたりできる環境を整備することが求められています。

課題

- ・ 専門人材が常駐する環境がないため、障がいのある方・関係団体が指導員等に相談できる場が限られることが課題。

課題解決のための視点

- 視点④
専門家に気軽に相談できる場の整備

(2) 人材育成

障がい者スポーツ関係団体は、指導者等の人材の不足や高齢化等の課題を抱えています。

また、他の政令市と比較し、登録指導員1人当たりの障がい者数が多い、つまり障がいのある方にとっては、指導員と接する機会が少ないと感じやすい状況にあることも札幌市の障がい者スポーツの課題といえます。現在の指導員と障がいのある方・関係団体をつなぐ仕組みだけでなく、障がい者スポーツに関する教育の機会の場を拡充し、介助者やサポートする方、指導員を増やすための取組を行っていくことも必要です。

課題

- ・ 関係団体は、人材不足や後継者不足を懸念している。
- ・ 他の政令市と比較し、登録指導員数1人当たりの障がい者数が多い。(障がいのある方にとっては、指導員と接する機会が少ないと感じやすい。)

課題解決のための視点

- 視点⑤
指導員、介助者等を増やす人材育成機会の充実

(3)情報発信

スポーツができなかった理由として、「何ができるかわからない」、「身近に機会、きっかけがない」、「スポーツができる場所や教室、参加できる種目などの情報がどうすれば得られるかが分からない。」という意見が挙げられています。これら意見を踏まえると、スポーツの実施機会に関する情報が障がいのある方に十分に届いておらず、スポーツの機会に恵まれない方もいると考えられます。

そのため、障がいのある方が十分にスポーツをする機会に触れるためには、「(1)障がいのある方が運動・スポーツをしやすい環境の拡充」とあわせて、障がい者スポーツに関する情報発信を行っていく必要があります。

また、札幌市では、障がい者スポーツの経験を有する市民の割合が低く、「第2期札幌市スポーツ推進計画」で札幌市が目指す、ひととひとがスポーツでつながる共生社会の実現のためには改善が必要です。この状況を解消するため、障がいのない方に対しても、障がい者スポーツに関する情報を発信したり、障がい者スポーツを観戦する機会や体験する機会を充実させたりすることが求められます。

課題

- ・ 障がいのある方は、スポーツができなかった理由として、スポーツに関する情報などに起因する「何ができるかわからない」や「身近に機会、きっかけがない」を挙げている。
- ・ 障がいのある方に、障がい者スポーツに関する情報が行き届いていない。
- ・ 障がい者スポーツを体験したことのある市民が少ない。障がいのある方とない方のスポーツを通じた交流機会が乏しい。

課題解決のための視点

- 視点⑥
障がいのある方への情報発信
- 視点⑦
障がいのない方への情報発信、体験機会の提供

(4)障がい者スポーツに係るネットワークの構築

(1)から(3)で記載してきた、「指導・相談」「人材育成」「情報発信」などの課題の解決に向けては、行政、障がいのある方や障がい者スポーツ関係団体などの当事者、障がい者スポーツの実施に欠かせない医療・福祉・教育等の知見を持つ専門家や団体などの関係者・関係機関の間でネットワークを構築し、連携・協力・情報共有などを図っていくことが重要であると考えられます。こうしたネットワークを構築し、機能させていくためには、中心的な役割を担う存在、拠点が必要です。

さらに、現状、障がい者スポーツは、既存施設の団体利用での活動が主であり、普段参加している団体以外の活動を知る機会は限られていると考えられます。障がいのある方個人が様々なスポーツに触れる機会を得るためには、スポーツを実施している団体と出会う場や、障がいのある方同士・関係団体同士が情報交換するような場を設けることが望ましいと考えられます。

課題

- ・ 「指導・相談」「人材育成」「情報発信」などの課題の解決に向けては、行政、障がい者スポーツに関する当事者や医療・福祉・教育の専門家などの関係者・関係機関の間でのネットワークの構築が重要。
- ・ 障がいのある方同士、関係団体同士の交流・連携・情報交換などの機会も少ない。

課題解決のための視点

- 視点⑧
関係者・関係機関の間でのネットワークの構築
- 視点⑨
障がいのある方や団体同士の交流・連携・情報交換